

建設局発注の工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く） (令和2年1月分)

随意契約理由書

1. 工事名称：大今里南2丁目地内外1か所マンホールポンプ操作盤機能追加工事

2. 契約相手方：日新電機（株）

3. 隨意契約理由：

令和元年9月5日、大今里4丁目地内マンホールポンプ（西）施設（以下、ポンプ施設）の近傍の小学校に設置している避雷針に、雷が落ちたためポンプ施設であるマンホールポンプ操作盤の内部制御回路が破損し、マンホールポンプ機能が停止する事態が発生したことを受け、設置条件が類似する本ポンプ施設（大今里南2丁目地内及び東中浜8丁目地内）に、雷対策を行うものである。

今回施工するポンプ施設は、雨水を排除するための施設であり、雷対策として必要となる装置等を機能追加し、雨水排水の信頼性を確保するものである。

本工事で機能追加する既設設備は、日新電機（株）が設計製作施工したもので、今回機能追加する装置と既設操作盤の制御回路等が一体となって機能を発揮するものである。さらに、機能追加を行う際には既設設備の機能を保証させながら、制御回路の変更・追加等を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら機能追加を行うため、トラブルが生じた場合の責任の所在を明確にし、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があることから、既設設備施工業者以外に施工せることはできない。

以上のことから、本機能追加工事が施工できるのは日新電機（株）のみである。

4. 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署：東部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6969-5847）